

議案第 36 号

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

上記議案を提出します。

令和元年6月4日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による消費税率の引上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 第6条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単位	金額
行商その他これに類するもの	1日	5,500円
業として行う写真又は映画の撮影	1日	7,700円
興行	1日	7,700円
協議会、集会、展示会その他これに類するもの	1日	5,500円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

2 第4条の表に掲げる施設を占有して利用する場合の使用料

施設	区分		単位	金額
フットサルコート	コート使用料	町民	1時間	550円
		町民以外		1,100円
	夜間照明料	町民		1,100円
		町民以外		2,200円
イベント広場	町民		1,100円	
	町民以外		2,200円	
ミニイベント広場	町民		550円	
	町民以外		1,100円	
多目的広場	町民	全面・1時間		1,100円
		半面・1時間		550円
	町民以外	全面・1時間		2,200円
		半面・1時間		1,100円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、

なお従前の例による。